

公益法人制度改革について

1. 公益法人制度改革の概要

平成 18 年 6 月に公布された公益法人制度の抜本的改革に関する 3 つの法律「一般法人法」「公益認定法」「整備法」（いわゆる「公益 3 法」）が、平成 20 年 12 月 1 日に施行された。明治 29 年に公布、同 31 年に施行された民法の 110 年ぶりの大改正である。

これら公益 3 法の施行により、既存の公益法人（特例民法法人）である法人会は、平成 25 年 11 月 30 日までに一般法人または公益法人へ移行完了しなければ、法人解散・全財産没収となることとなった。

平成 22 年 8 月 31 日現在、公益 3 法施行時に約 24,000 あった特例民法法人（旧公益法人）のうち、申請を済ませたのは 1030 法人、全体の 4 %程度にとどまっている。

申請から認可・認定まで約半年から 1 年かかるといわれており、今後全国的に申請が殺到することが確実なため、少しでも早い方針決定・申請準備が急務となっている。

2. 平成 22 年度の取り組み状況

- 4 月 7 日 活性化委員会にて公益制度改革について協議。
- 19 日 理事会、本部役員会において公益法人制度について協議。
- 20 日 (社)江戸川北法人会 新公益法人制度研究会の立ち上げ。
- 28 日 外部講師を招いて公益法人制度改革勉強会の開催
講師：福島達也先生 於：法人会館会議室
- 6 月 22 日 正副会長会において協議
- 8 月 6 日 合同役員会において意見交換
- 9 ~
- 10 日 (社)東京法人会連合会主催 新公益法人制度説明会への参加

※ 現在、公益法人制度改革へ向け、事業仕分けを実施中です。

3. 公益法人と一般法人の主なメリット・デメリット

<p style="text-align: center;">【公益法人のメリット】</p> <p>① 認定の要件が厳しく、主務官庁の監督もあるため、社会的信用は高い。 「公益法人」という名称そのものにも一定のブランド力がある。 約 24,000 あった公益法人が大幅に減少することが見込まれるため、ブランド力が向上する可能性もある。</p> <p>② 税制上の優遇措置がある。 (実質非課税)</p> <p>③ 公益法人という性質上、行政官庁との情報交換、提携事業等がしやすい面がある。</p>	<p style="text-align: center;">【一般法人のデメリット】</p> <p>① 一般法人は準則主義であり、登記のみで設立が可能である。主務官庁の監督もないため、カルト教団や暴力団関係など反社会的勢力が制度を悪用するおそれもあり、今後「一般法人」の信用が低下する可能性がある。 また「一般法人」という名称は国民に浸透しておらず、活動に協力を得にくくなる可能性もある。</p> <p>② 公益法人と比して税制優遇の程度は低い。</p> <p>③ 情報保護法や公務員倫理法等の関係で、行政官庁との情報交換、提携事業、懇親等が将来的にしづらくなる可能性もある。</p>
<p style="text-align: center;">【公益法人のデメリット】</p> <p>① 全事業費のうち50%以上を公共のために費消しなければならない。 国等から補助金をもらっていない、会費を主な収入源としている団体では、会員の理解・協力が得にくい。</p> <p>② 主務官庁の監督がある。 監督官庁である東京都への毎年の報告書類や財務関係書類の作成が煩雑である。</p> <p>③ 万一、公益の要件を満たせなかった場合（公益支出50%未満、遊休財産過多、黒字額過大等）や事業内容・提出書類に不備があった場合、公益認定取消しとなり、全財産没収の上一般法人となる。このようなリスクを毎年抱えた状態での法人運営となる。</p>	<p style="text-align: center;">【一般法人のメリット】</p> <p>① 現在保有している公益目的財産を公益事業で費消しなければならない点を除いては、自由な法人運営・事業支出が可能である。会員向けの共益事業により力を入れることができる。</p> <p>② 公益目的財産に関する公益事業支出について毎年報告しなければならない点を除いては、主務官庁の監督を受けない。公益法人と比して、各種財務書類の作成が簡便である。</p> <p>③ 公益事業支出計画において定めた一定の公益事業支出が毎年義務付けられる他は、自由な法人運営が可能であり、法人解散、財産没収のリスクは少ない。</p> <p>④ 状況に応じて、公益法人へ移行することも可能である。</p>